

平成17年(ワ)第14143号 謝罪広告等請求事件

原告 ~~マリック・バルカンヌ 外20名~~

被告 ~~石原慎太郎~~

平成17年(ワ)第24104号 謝罪広告等請求事件

原告準備書面(6)

2006(平成18)年9月8日

第1 被告準備書面(3)に対する認否反論

被告準備書面(3)は、釈明として極めて不十分と言わざるを得ず、裁判所におかれて更に適切な釈明処分をされるよう原告らは求めるものであるが、本準備書面においては、以下の点につき反論を加えておく。

- 1 「フランス語は数を勘定しにくい」や「フランス語で数を勘定するには慣れを要する」という評価とは異なり、本件発言(1)は、「フランス語は数を勘定できない言葉である」と述べているのであり、これは、「人はフランス語を用いて数を数えることができない」という事実を摘示したものであって、「鶏はその羽を使って飛ぶことができない」と同様、事実を摘示するものに他ならない。
本件発言(1)は、「フランス語の数字の数え方の特殊性」には何ら言及していない。一般視聴者が、本件発言(1)を聞いて、たとえば「フランス語は90を数えるのに、4・20・10と言う」旨の発言であると理解することは不可能であり、換言すれば、本件発言(1)によって、一般視聴者に、「フランス語の数字の数え方の特殊性」を想起させることは不可能である。したがって、一般視聴者を基準にして、本件発言(1)が「フランス語の数字の数え方の特殊性に対する誇張した評価」とであると理解することはできない。
- 2 本件発言(1)及び(3)は、「国際語として失格していると思う」ではなく、「国際語として失格しているのは当然である」と述べているのであり、これは、「国際語として失格している」という現在完了の事実を、「当然である」という被告の評価を交えながら、摘示したものであって、単なる意見にとどまるものではない。
この「失格している」との事実は、「数を勘定できない」との事実摘示と相俟って、I O C等の国際機関において公式言語として用いられることがない、渉外関係においてフランス語が用いられることがないといった事実群を概括的に表現したものであって、それ自体事実の摘示である。
- 3 本件発言(2)は「ひとりもない」と述べ、本件発言(4)は「ゼロ」「一人もいなかった」と述べ、いずれも絶対値を明示しているのであり、単に教員数と学生数との相対的比較をしているものとは解し得ない。
「東京都立大学のフランス語またはフランス語文学の教員の講座は、専攻希望者、受講者及び履修者がゼロである」は、被告も自認するとおり、事実の摘示である。そして、この事実は、「あのラーメン屋(医院)は、ここ1週間、客(患者)がゼロである」と同様、摘示対象者の社会的評価を低下させることが明らかである。
- 4 本件発言(3)は、一般視聴者を基準にすれば、「東京都立大学のフランス語またはフランス語文学の教員は、首都大学東京の設立と東京都立大学の漸次的廃止に反対しているが、その動機は自分たちの職や利権を守る点に存する」と理解されるのであり、教員の「意思表示」及び「動機」を摘示したものである。
「意思表示」及び「動機」がいずれも、裁判において真実性の立証の対象となり、判決理由に明示される「事実」であることは、明らかである。

以上